

「第 14 回国際陶磁器展美濃」印刷物等のデザイン作成及び印刷業務 仕様書

1. 業務名

「第 14 回国際陶磁器展美濃」印刷物等のデザイン作成及び印刷業務

2. 業務概要

「第 14 回国際陶磁器展美濃」の Web バナー及び印刷物のデザインを作成するとともに、そのデザインを用いたチラシ及びポスターの編集並びに印刷業務

3. 趣旨

国際陶磁器展美濃は、1986 年から 3 年に 1 度開催している国際陶磁器フェスティバル美濃のメイン催事で、日本を代表する陶産地である岐阜県多治見市・瑞浪市・土岐市・可児市を舞台とした、最大級の陶磁器の国際コンペティションです。

次回、2027 年の開催に向けたコンペティションの作品募集用 Web バナー、作品募集チラシ及びポスターを製作し、作品募集 PR に努めるものです。

4. デザインテーマ

デザインに関し、特定のテーマは設定しません。国際陶磁器展美濃の過去の印刷物デザインにとらわれない自由で斬新な発想で、応募意欲が沸く国際陶磁器コンペティションに相応しいデザインを求めます。

5. 仕様

下記に仕様を示します。仕様を参考に Web バナー、募集チラシ、募集ポスターの各デザインを作成してください。各規格（サイズ）、印刷部数は変更できません。ただし、印刷する用紙及び刷式については、各デザインが最も引き立つ用紙、刷色を提案することも可能とします。詳細は、発注者である国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局と受注者とで協議して進めることとします。

(1) 仕様

項目	規格・用紙・刷色・備考	印刷部数
① Web バナー	メインビジュアル サイズ：1325×530 トップページバナー（アイキャッチ画像） サイズ：1000×382 トップページバナー（リンク先用） サイズ：310×159 モーションロゴ サイズ：1080×1080 ファイル形式：MP4 ※いずれもサイズは 2MB までとする ※日本語版と英語版を作成すること（モーションロゴは除く） ※モーションロゴについては、メインビジュアルのイラストを用いたアニメーション（オーディオあり、5 秒程度）を作成すること	

②作品募集チラシ	A4（両面）：ヴァンヌーボ VG-FS スノーホワイト 130 kg 4c+シルバー 本機本紙色校正あり ※裏面の本文(原稿)は事務局作成	36,000 枚
③作品募集ポスター	A2：ヴァンヌーボ VG-FS スノーホワイト 130 kg 4c+シルバー/0c 四つ折	2,500 枚
納期	令和8年1月16日（金）	
納入場所	国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局	

(2) デザインに含むテキスト等

Webバナー (メイン・トップ)	作品募集チラシ	作品募集ポスター
(ロゴは入れてもよい)	国際陶磁器フェスティバル美濃'27のロゴ	
	タイトルテキスト「第14回 国際陶磁器展美濃」 応募受付期間が分かるテキスト 会場が分かるテキスト (MINO、JAPANなど)	
	作品募集の意図が伝わるテキスト	
	ホームページアドレス及びQRコード※1	
	主催者 国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会 事務局連絡先 ※2	
日本語版と英語版	一つのデザインで、英語版及び日本語を兼ねること※3	

※1 QRコードはホームページ、作品募集要項ページ、作品応募用登録ページの3種類

※2 事務局連絡先は、「8. 連絡先等」を参照してください。

※3 海外の方、日本の方が見ても理解できる内容にすること。英語及び日本語を標記する箇所はデザインに委ねます。

6. その他の留意点

- ・統一感をもたせるため、印刷物等のデザイン作成については、同一のデザイナーを採用してください。
- ・印刷製本物の著作権は国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会に帰する。詳細は、別紙「著作権等取扱特記事項」のとおりとします。
- ・Webバナー、作品募集要項、作品募集チラシ、作品募集ポスターのデザインについては、発注者が自由に加工（二次利用）できるものとします。受注者はデジタルデータ（イラストレーター）を加工ができる状態で提出することとします。
- ・本仕様に記載されていない項目については、発注者と受注者での協議の上対応を決定します。

7. 不当介入における通報義務

妨害又は不当要求に対する通報義務

- ・受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格の停止をすることがあります。

- ・受注者は暴力団等により不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期限の延長変更を請求することができることとします。

8. 連絡先等

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局 担当：岩井、西尾、渡辺

〒507-0801 多治見市東町4-2-5

TEL：0572-25-4111

FAX：0572-25-4138

E-mail：info@icfmino.com

著作権等取扱特記事項

(「甲」は国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会、「乙」は受注者を指す。)

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は乙に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 2 前項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を乙に譲渡させるものとする。
- 一 乙の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 甲は、印刷製本物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷製本物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること(氏名又は変名を表示しないことを含む。)ができる。
- 2 乙は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変(表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。)しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、印刷製本物が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 甲は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 甲は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(保証)

- 第4 乙は、甲に対し、印刷製本物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 乙は、甲に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（アドビ社イラストレーターのデータ形式）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に甲に移転する。